

令和7年6月版

最大 **30** 万円

# 世田谷区多世代

## 近居・同居推進助成事業要項



### 助成制度の概要

18歳未満の子どもがいる子育て世帯（※）と親世帯が区内で新たに近居・同居する場合、転入または転居した世帯に対し、その初期費用の一部を助成します。詳しくは次頁以降をご覧ください。

※ 妊娠中の方で、母子健康手帳が交付されている場合も対象となります。

#### 【お問い合わせ】

世田谷区都市整備政策部居住支援課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号（西棟1階）

☎ 03-5432-2499

FAX 03-5432-3040

## 制度概要

18歳未満の子どものいる子育て世帯とその親世帯が区内で新たに近居・同居する場合、転入または転居した世帯に対し、その初期費用の一部を助成します。

「近居」とは…

子育て世帯と親世帯のいずれもが区内に居住し、かつ「同一の区立中学校学区内若しくは隣接する区立中学校学区内」または「住宅間の直線距離が3キロメートル以内」にあること。

「同居」とは…

子育て世帯と親世帯のいずれもが区内の同一の住宅に居住していること。

●いずれも当助成事業における定義であるため、他自治体等の定義とは異なる場合があります。

## 対象となる近居・同居

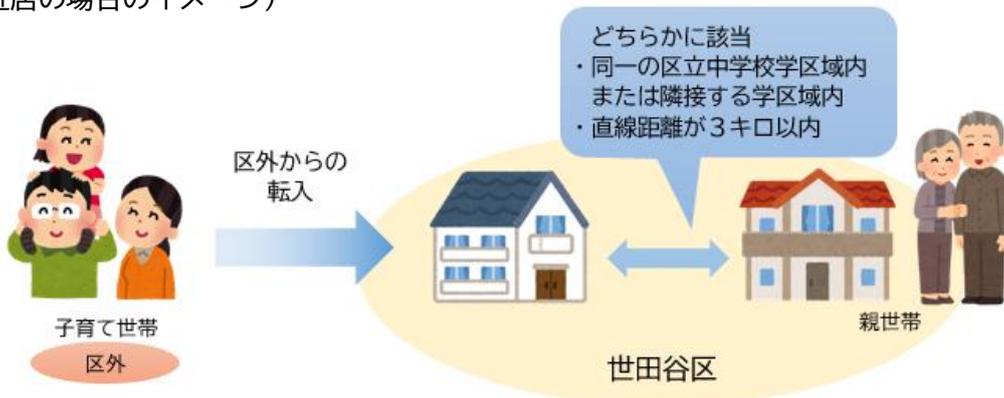
次のアまたはイに該当する転入・転居が対象です。

「転入」…区外から世田谷区内に引越すこと。

「転居」…世田谷区内で引越すこと。

ア 区外から区内への転入を伴う近居または同居

例（近居の場合のイメージ）



※子育て世帯と親世帯が反対の場合も可

イ 区内在住で近居または同居していない状態にある子育て世帯と親世帯のいずれか一方またはその両方が転居に伴い新たに開始する近居または同居

例（近居の場合のイメージ）



※子育て世帯と親世帯が反対の場合も可

## 助成の内容と助成額

### 【助成の内容】

- ① 転入または転居する先の住宅が「民間賃貸住宅」の場合
  - ・賃貸借契約時の「礼金」、「権利金」、「仲介手数料」の合計額
  - ・引越しに要した費用（引越し事業者を利用した場合のみ）
- ② 転入または転居する先の住宅が「私宅」（戸建て住宅・分譲マンション）の場合
  - ・売買契約時の「仲介手数料」
  - ・売買契約時の「不動産登記費用」
  - ・引越しに要した費用（引越し事業者を利用した場合のみ）
- ③ 転入または転居する先の住宅が区内に所在する親世帯または子育て世帯の住宅の場合
  - ※購入や賃貸借契約を伴わない場合
  - ・引越しに要した費用（引越し事業者を利用した場合のみ）

### 【助成額】

最大30万円まで助成します。

## 助成要件

以下のすべての要件を満たしていることが必要です。  
令和7年6月1日以降の転入または転居される方が助成の対象となります。

### 【世帯要件（申請者）】

- （区外からの転入の場合）過去6か月間に区内に居住したことがないこと。
- （区内での転居の場合）現在の住所地に6か月以上居住していること。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていないこと。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。
- 転入または転居後、5年以上継続して、近居または同居する見込みであること。
- （申請者が外国人の場合）在留資格を有していること。
- 過去に、この助成金を受けたことがないこと。

### 【住宅要件（引越し後の住宅）】

- 区内に所在する住宅で、申請者及びその世帯員の居住を目的としたものであること。  
※事業目的など、居住目的以外の用途とする場合は原則対象外です。
- 新たに近居または同居しようとする子育て世帯または親世帯の世帯員（個人）が契約する、民間賃貸住宅または私宅（戸建て住宅・分譲マンション）であること。  
※公的住宅（都営・区営等）、社宅や寮などの給与住宅等は対象外です。公社住宅・UR賃貸住宅は対象外です。  
※法人名義で契約した住宅は対象外です。
- 建築基準法に規定する新耐震基準（昭和56年6月施行）に適合または同等の耐震性能を有していること。（新耐震基準による耐震補強が施された場合も含まれます）
- 住宅の用に供する部分の占有面積が、最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上であること。（以下の表を参照）

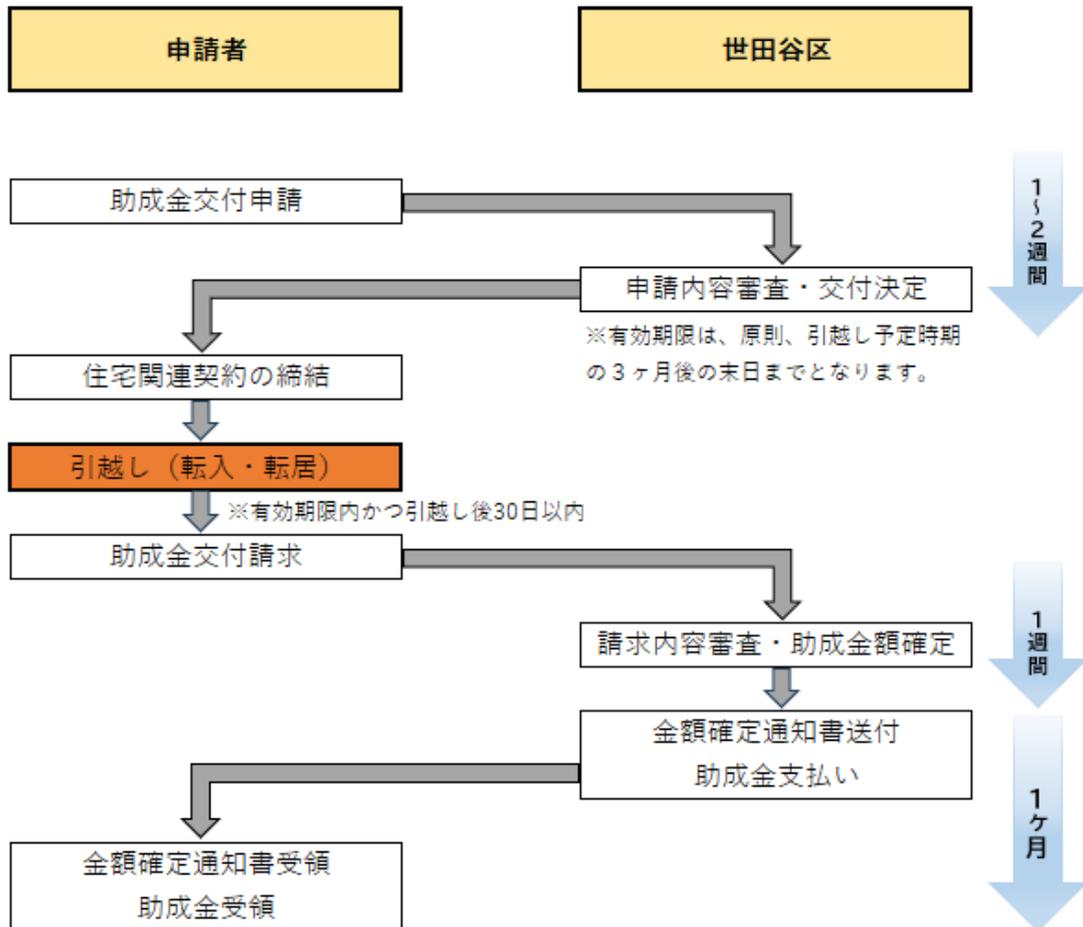
| 世帯人数 | 住宅の用に供する部分の専有面積 ※ 専有面積は壁芯の面積として計算します。                                                                                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 単身   | 25㎡                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 2人   | 30㎡                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 3人以上 | $(10\text{㎡} \times \text{世帯人数}) + 10\text{㎡}$<br>※ 実際的人数（住民票上的人数）ではなく、以下の区分に応じて人数を算出<br>0歳～2歳・・・住民票上的人数×0.25<br>3歳～5歳・・・住民票上的人数×0.5<br>6歳～9歳・・・住民票上的人数×0.75<br>10歳以上・・・住民票上的人数×1<br>⇒算出した人数が2人に満たない場合は「2人」とします。<br>⇒算出した人数が4人を超える場合は、計算した面積から5%を控除します。 |

### 【その他要件】

- 子育て世帯と親世帯のうち、申請者世帯ではない方の世帯が1年以上、区内に住所を有し居住していること。
- 子育て世帯と親世帯のいずれもが住民税を滞納していないこと。
- 子育て世帯が、18歳未満の（18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある）子を養育していること。（妊娠中で、母子健康手帳が交付されている場合も含む。）
- 子育て世帯と親世帯の全員が、暴力団員または暴力団関係者でないこと。

## 申請の流れ

助成金の交付には、「住宅等の契約前」と「引越し後」の2回、申請手続きが必要です。



※申請日時時点で、翌年度の3月31日までに転入・転居が見込まれない場合は、申請できません。

申請に必要な書類 ～助成金交付申請～ 【1回目・住宅等の契約前】

| 必要書類                                             | 内容等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 「世田谷区多世代近居・同居推進助成助成金交付申請書」                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区ホームページよりダウンロードできます。</li> <li>・<u>オンライン申請の場合</u>は、申請書の内容を入力することになるため、<u>申請書の作成が省略できます。</u></li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ② 「住民票の写し」                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行後、1か月以内のもの。</li> <li>・<u>子育て世帯、親世帯の両世帯</u>の住民票が必要です。</li> <li>・世帯主との「続柄」の記載があるもの。</li> <li>・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。</li> <li>・外国籍の方は、国籍、特別永住者などの区分、在留資格、在留期間等の記載があるもの。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ③ 「戸籍全部事項証明書」等                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行後、1か月以内のもの。</li> <li>・子育て世帯と親世帯が直系親族であること（親子関係）が確認できる書類</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ④ 転入または転居後の子育て世帯と親世帯の住宅の位置及び直線距離がわかるもの           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は問いません。</li> <li>・<u>オンライン申請の場合</u>は、申請フォーム中に、転入または転居後の住宅の位置を示していただくことになるため、<u>添付不要</u>です。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ⑤ 「住民税納税証明書」または「住民税非課税証明書」<br><br>※課税証明書ではありません。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>「扶養の内訳」の記載を指定</u>してください。</li> <li>・控除対象配偶者及び扶養親族になっている方を除いて、<u>子育て世帯と親世帯の全員分の証明書が必要</u>です。</li> </ul> <p>【納税証明書の場合】<br/>申請が4月～7月…前年度の納税証明書<br/>申請が8月～3月…今年度の納税証明書</p> <p>《要確認》<br/>納税証明書の発行のタイミングや特別徴収（会社員の方など）の場合などにおいて、滞納がない場合でも、未納額や滞納額が記載されるケースがあります。<br/>住民税は、6月から翌年5月までの12ヶ月で1年間としているため、例えば9月に納税証明書を発行した場合、翌年5月までに納税すべき額で納期を迎えていないものがあるため、未納額や滞納額の記載がされていても問題ありません。<br/>ただし、審査の都合上、内容を確認させていただく場合や資料の追加提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。</p> <p>【非課税証明書の場合】<br/>申請が4月～6月上旬…前年度の非課税証明書<br/>申請が6月中旬以降…今年度の非課税証明書</p> |
| ⑥ 母子健康手帳の写し                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯で、18歳未満のお子さんがおらず、妊娠中の方がいる場合のみ提出してください。</li> <li>・表紙及び出生予定日の記載があるページの写しを提出してください。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

申請に必要な書類 ～助成金交付請求～ 【2回目・引越し後】

| 必要書類                                    | 内容等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 「世田谷区多世代近居・同居推進助成金交付請求書兼報告書」          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区ホームページよりダウンロードできます。</li> <li>・<b>オンライン申請の場合</b>は、申請書の内容を入力することになるため、<b>申請書の作成が省略できます。</b></li> </ul>                                                                                                                                                                                                              |
| ② 引越し先の住宅の契約書<br>(賃貸借契約書、売買契約書、工事請負契約書) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地、契約者名義、契約者押印、契約日が確認できるページの写しを提出してください。</li> <li>・住宅の契約を伴わない場合(引越しのみの場合)は、提出不要です。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                     |
| ③ 近居・同居後の<br>「住民票の写し」                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行後、1か月以内のもの。</li> <li>・<b>申請者世帯分は必須</b>、もう一方の世帯は助成金交付申請時の居住地と変更がある場合のみ提出。</li> <li>・世帯主との「続柄」の記載があるもの。</li> <li>・個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。</li> <li>・外国籍の方は、国籍、特別永住者などの区分、在留資格、在留期間等の記載があるもの。</li> </ul>                                                                                                              |
| ④ 新耐震設計基準に適合していることがわかる根拠資料              | <p>以下のA～Fのうちいずれかの書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A 建築確認検査済証(検査済証がない場合は台帳記載事項証明書)</li> <li>B 耐震基準適合証明書</li> <li>C 住宅性能評価書</li> <li>D 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証書</li> <li>E 建物契約時の重要事項説明書(「建物の耐震診断の結果」の項目の耐震診断の有無の記載があり、新耐震基準に適合していることがわかること)</li> <li>F その他、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物または新耐震設計基準による耐震補強が施された建物であることが客観的に判断できる書類</li> </ul> |
| ⑤ 住宅の用に供する部分の占有面積が基準以上、確保されていることがわかる書類  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入・転居後の住宅の面積を証明する書類</li> <li>・設計図書 など</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ⑥ 【当該費用を申請する場合のみ】<br>引越し費用の見積書及び領収書     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者へ依頼し、引越しをした場合のみ</li> <li>・<b>見積書に事業許可番号がある</b>ことが、必要です。</li> <li>・金額、依頼者(契約者)氏名、事業者等の名称、住宅の名称(引越し先住所)の記載があるもの。</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |
| ⑦ 【当該費用を申請する場合のみ】<br>仲介手数料の領収書          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額、契約者氏名、事業者等の名称、住宅の名称の記載があるもの。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ⑧ 【当該費用を申請する場合のみ】<br>礼金・権利金の領収書         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額、契約者氏名、事業者等の名称、住宅の名称の記載があるもの。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ⑨ 【当該費用を申請する場合のみ】<br>不動産登記費用の領収書及び費用明細書 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額、依頼人氏名、事業者等の名称の記載があるもの。</li> <li>・抵当権設定登記は、対象外です。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                     |

## Q&A

- Q. 子育て世帯と親世帯の両方が世田谷区内に住んでいる場合も、助成の対象となりますか。
- A. 現在の子育て世帯と親世帯の住宅間が「同一の区立中学校区域内、隣接する区立中学校区域内」になく、かつ「直線距離が3キロメートル以内」にない場合で、引越し後に近居または同居に当てはまる場合は、助成の対象となります。
- Q. 引越しをした後に申請をし、助成を受けることもできますか。
- A. 助成を受けることはできません。助成を受けるためには、近居または同居しようとする住宅の賃貸借・売買・建築工事請負等の契約締結前に申請いただく必要があります。なお、申請内容の審査に1～2週間程度要しますので、余裕を持って申請していただくようお願いいたします。また、住宅に関する契約が伴わない場合(区内にある親世帯の住宅に引越す場合など)は、引越しをする14日前までに申請をお願いします。
- Q. 引越し事業者を利用しようと思いますが、注意点はありますか。
- A. 引越し事業者を利用する場合は、国土交通省から許可を得ている事業者であることが必要です。見積書に許可番号が記載されていることを確認したうえで、引越しを依頼してください。なお見積書は、助成金交付請求の際に提出いただき、許可番号の確認をさせていただきます。
- Q. 助成対象費用の全部または一部を申請者以外の者が支払うことも可能でしょうか。
- A. 申請者に限らず、申請者の配偶者など、申請者の世帯員が支払いをした費用は助成の対象となります。
- Q. 出生予定の子がいる場合、申請書の記載はどのように行えばいいですか。
- A. 世帯構成を記載いただく箇所の氏名欄に「出生予定の子」、続柄欄「子」、生年月日欄に出生予定日、満年齢欄「0」と記載してください。
- Q. 世帯の一部のみが引越す場合も、助成の対象となりますか。
- A. 世帯単位での申請となるため、世帯の一部のみの引越しは、助成対象外となります。
- Q. 注文住宅を建てる場合の注意点などはありますか。
- 必ず住宅の建築工事請負契約の前に、申請をしていただくようお願いいたします。また、申請日の翌年度の3月31日までに引越しできないと見込まれる場合は、申請できません。  
(例：令和7年12月に申請する場合…令和9年3月31日までに引越すことが必要)
- Q. 引越し先の住宅が、勤務先の会社の社宅でも助成を受けることができますか。
- A. 社宅(借り上げ社宅含む)や寮、官舎等への引越しの場合は、助成の対象外となります。
- Q. 区営住宅や都営住宅への引越しは助成の対象になりますか。
- A. 区営・区立住宅、せたがやの家、都営住宅への引越しは助成の対象外となります。  
※都民住宅、東京都住宅供給公社(JKK)の公社住宅、UR賃貸住宅は助成の対象です。
- Q. 親世帯が区内の特別養護老人ホームに入居することとなりましたが、助成を受けることができますか。
- A. 特別養護老人ホームなどの介護施設への入居は、助成の対象外となります。
- Q. 申請の際に予定していた引越し時期から、実際の引越し日が遅い時期になってしまいますが助成を受けることは可能でしょうか。
- A. 引越し時期が変更となった場合など、申請の際の内容に変更が生じた場合は、速やかに「変更申請書」の提出をお願いします。「変更申請書」の提出し、承認を受けることで、助成を受けることが可能です。

## その他

1. 本助成金は課税対象であり、確定申告が必要となる場合があります。  
(申告方法等は、税務署へお問合せください。)
2. 転入・転居をした日から5年間程度、住民基本台帳により、居住状況の確認をすることがあります。また、本事業に関するアンケートを実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。